

第 1 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和4年1月6日(木) 午前10時00分から

○ 議 題

1 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

2 報 告

(1) 教育長報告

- ① 令和3年第四回練馬区議会定例会提出議案について (資料1)
- ② 令和3年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料2)
- ③ 令和3年第四回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について (資料3)
- ④ 令和3年度スキー移動教室の実施について (資料4)
- ⑤ 指定管理者の指定について (資料5)
- ⑥ その他

資 料 1	
-------	--

令和 4 年 1 月 6 日
教育委員会事務局

令和 3 年第四回練馬区議会定例会提出議案について

令和 3 年11月19日第22回教育委員会定例会で報告または、令和 3 年11月24日第19回教育委員会臨時会で議決した令和 3 年第四回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日
1	保育課	練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	公布の日
		(内容) 別紙 1 のとおり (3～14ページ)	
2	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	公布の日。 ただし、一部の規定については、令和 4 年 4 月 1 日
		(内容) 別紙 2 のとおり (15～20ページ)	



別

紙

1

議案第90号

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 練馬区長 前 川 燿 男

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条
例（平成26年10月練馬区条例第45号）の一部をつぎのように改正する。

目次中「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」
「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」
を 第4章 雑則（第53条） に改め
る。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

本則につぎの1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもの
のうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正
本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情
報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により
行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等
に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識す
ることができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の

用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であってつぎに掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付または提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いるつぎに掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書または電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付または提出」とあり、および「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付または提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 12 月 2 日

こども家庭部保育課

議案第 90 号 練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）の一部改正により、利用者への重要事項説明など書面等により行うことが規定されているものについて、書面等に代えて電磁的記録により行うことができる旨の包括的な規定が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 府令の一部改正を踏まえ、書面等により行うことが規定されているものについて、書面等に代えて電磁的記録により行うことができる旨を定める。（第53条関係）
- (2) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
目次 第 1 章～第 3 章 [略] [新設] 付則 (内容および手続の説明および同意) 第 5 条 [略] <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であってつぎに掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u> <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> <u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける</u>	目次 第 1 章～第 3 章 [略] <u>第 4 章 雑則（第53条）</u> 付則 (内容および手続の説明および同意) 第 5 条 [略] [削る]

<u>旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</u>	
(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u>	
3 <u>前項に規定する方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u>	[削る]
4 <u>第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u>	[削る]
5 <u>特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いるつぎに掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。</u>	[削る]
(1) <u>第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u> (2) <u>ファイルへの記録の方式</u>	
6 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾を</u>	[削る]

した場合は、この限りでない。

(内容および手続の説明および同意)

第38条 [略]

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

[章名を新設]

[新設]

(内容および手続の説明および同意)

第38条 [略]

[削る]

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で

接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつてつぎに掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付または提出したものとなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出

力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いるつぎに掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書または電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付または提出」とあり、および「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付または提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交

付 則 [略]	<u>付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u> 付 則 [略] <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>
----------------	---



別

紙

2

議案第122号

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 練馬区長 前 川 燿 男

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月練馬区条例第73号）の一部をつぎのように改正する。

第27条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改め、同条第3項中「100分の25」を「100分の10」に、「100分の10」を「100分の5」に改める。

第2条 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部をつぎのように改正する。

第27条第2項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に改め、同項ただし書中「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の97.5」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の5」と、「100分の112.5」を「100分の10」と、「100分の105」に、「100分の62.5」を「100分の60」に、「100分の117.5」を「100分の110」に、「100分の67.5」を「100分の65」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の52.5」を「100分の50」に、「100分の97.5」を「100分の90」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

令和 3 年 12 月 2 日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特別区人事委員会勧告（令和 3 年 10 月 20 日）に基づき、区立幼稚園教育職員に対する期末手当の支給月数の改定を行う。

2 改正の内容

期末手当の年間支給月数をつぎのとおり変更する。

(1) 現行

職員の区分	6 月期	12 月期	3 月期	年間
一般職員	1. 125 月 (0. 625 月)	1. 175 月 (0. 675 月)	0. 250 月 (0. 100 月)	2. 550 月 (1. 400 月)
管理職員	0. 925 月 (0. 525 月)	0. 975 月 (0. 575 月)	0. 250 月 (0. 100 月)	2. 150 月 (1. 200 月)

(2) 令和 3 年度分

職員の区分	6 月期	12 月期	3 月期	年間
一般職員	1. 125 月 (0. 625 月)	1. 175 月 (0. 675 月)	<u>0. 100 月</u> <u>(0. 05 月)</u>	<u>2. 400 月</u> <u>(1. 350 月)</u>
管理職員	0. 925 月 (0. 525 月)	0. 975 月 (0. 575 月)	<u>0. 100 月</u> <u>(0. 050 月)</u>	<u>2. 000 月</u> <u>(1. 150 月)</u>

(3) 令和 4 年度以降分

職員の区分	6 月期	12 月期	3 月期	年間
一般職員	<u>1. 050 月</u> <u>(0. 600 月)</u>	<u>1. 10 月</u> <u>(0. 65 月)</u>	0. 250 月 (0. 100 月)	<u>2. 400 月</u> <u>(1. 35 月)</u>
管理職員	<u>0. 850 月</u> <u>(0. 500 月)</u>	<u>0. 900 月</u> <u>(0. 550 月)</u>	0. 250 月 (0. 100 月)	<u>2. 000 月</u> <u>(1. 150 月)</u>

※支給月数の（ ）内は、再任用職員の支給月数

3 施行期日

(1) 令和 3 年度分

公布の日

(2) 令和 4 年度以降分

令和 4 年 4 月 1 日

4 新旧対照表
別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条改正関係）

現 行	改正案
(期末手当) 第27条 [略] 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。 4・5 [略] 付 則 [略]	(期末手当) 第27条 [略] 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。 4・5 [略] 付 則 [略] <u>付 則</u> <u>この条例中第1条の規定は公布の日から（中略）施行する。</u>

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条改正関係）

現 行	改正案
(期末手当) 第27条 [略] 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の92.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4・5 [略] 付 則 [略]	(期末手当) 第27条 [略] 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の105</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の85</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の90</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。 4・5 [略] 付 則 [略] 付 則 <u>この条例中（中略）第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</u>

令和3年第四回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

教育について1

【質問】

中央教育審議会が令和3年1月の第127回総会で取りまとめた答申による「令和の日本型学校教育」はこれまでの学校教育と比してどのようなものと捉えているのか、考えを伺う。

今後の学校教育におけるICTの活用の方向性と必要な環境整備の考えを伺う。

デジタル化が進行し、子供達がインターネット上のバーチャルな世界でのみ学びを進めていくことには懸念がある。デジタル化の進行が著しい現代であるからこそ、実体験を伴う豊かな学びの機会を保証することが一層重要と考えるが、所見を伺う。

【答弁】

これまでの日本の学校教育は、学習指導だけでなく、放課後や休日等の生活指導や進路指導も含めた全人的な成長を保障する役割、居場所としての福祉的な役割を担ってきた。一方、社会が変化する中で、外国籍や特別な支援を要する子供・家庭の増加と多様化、デジタル化への対応の遅れや教員の長時間労働など様々な課題が生じている。令和の日本型学校教育は、これまでの学校教育を発展させ、GIGAスクール構想や教員の働き方改革等を推進し、これらの課題に対応することを目的として、中央教育審議会が今後の教育の目指す姿や具体的な取組について示したものであると考えている。

令和の日本型学校教育においてもICT教育の活用促進は重要視されており、個に応じた学習や協働的な学習の充実、特別な支援を要する子供たちへの活用などが示されている。区では、ICT機器の活用拡大に向けて実践事例集の発行・活用や教員研修の充実を行うとともに、国が計画するデジタル教科書の導入や、他校・海外との交流などを見据え、通信環境の充実に取り組んでいく。

ICTは利便性の向上や指導の効率化が期待される一方で、実感を伴った理解が図られないといった課題も指摘されている。練馬区教育・子育て大綱の目標である「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」には、実体験を伴う学びの機会の保障は重要であると考えている。ICT機器の活用促進とともに体験活動の一層の充実を図っていく。

教育について2

【質問】

現行の教育振興基本計画に基づき進めてきた取組について、これまでの成果をどのように評価しているのか、所見を伺う。

教育・子育て大綱の新たな重点施策では、家庭や地域との協働による学校運営の推進が位置づけられたが、次期教育振興基本計画にはどのように反映されるのか、所見を伺う。

練馬区ICT環境整備計画は2020年度で終了しているが、今年度以降の計画策定について、考えを伺う。また、区のGIGAスクール構想の実現に向けた全体像の設計とともに、現在の課題や進捗について、助言し可視化するITのプロであるDX人材をアドバイザーとして、活用することを提案するが、見解を伺う。

デジタル教科書は、拡大表示、読み上げなど利点も多く、障害などで読み書きが苦手な児童生徒の学習を支える上でも、その役割は大きなものがある。一方で、記憶の定着や深い理解には紙の教科書が優れているとの研究結果もある。今後、区として最適な活用方法について研究する必要があると考えるが、所見を伺う。

デジタル教科書も含め、ICT実践事例集の活用や市販の学習コンテンツを活用した新しい学習・授業の在り方を模索し、作り上げていくことが重要であるとともに、職員への研修

機会の十分な確保が必要であるが、所見を伺う。

コロナ禍において、学校現場ではオンラインでの学習の確保や感染拡大防止の観点からインターネット回線を活用して、家庭で保護者が運動会や体育祭を観戦するなどの工夫も進んでいるほか、今後、小中連携校での交流や海外の学校との交流も想定される。このような教育現場に対応するためには通信環境の強化が必要不可欠であるが、所見を伺う。

【答弁】

現計画に定めた教育の質の向上など、3つの取組の視点に基づく8つの重点施策の取組の状況を検証し、目標は概ね達成していると考えている。次期計画においては、本年3月に改定した練馬区教育・子育て大綱の3つの取組の視点に基づく施策を推進していく。

教育委員会では従来から、「学校・地域連携事業」や学校評議員制度等を実施してきた。近年、学校を取り巻く環境の変化に伴い、学校だけでは対応が困難な課題が増加している。家庭や地域、学校が一体となって子供たちの教育活動の充実や健全育成を進める必要がある。これまで行ってきた「学校・地域連携事業」のあり方を検証し、区ならではの家庭や地域と連携した学校運営について研究していく。

区は、令和元年度の全小中学校への大型ディスプレイ等の配備に続き、本年2月に全児童生徒へタブレットパソコンを配備し、教育活動を進めてきた。ICT教育をさらに推進するため、新たな教育振興基本計画の素案において、具体的な取組を示していく。区ではデジタルに関して豊富な知見を有する民間人材をCIO補佐官として配置しており、これまでも教育のICT化について助言を受けてきた。今後も、ICT教育の充実に専門家の助言を活かしていく。

国は現在、令和6年度導入に向け、児童生徒が使用するデジタル教科書に関する実証事業を実施しており、区立小中学校の半数がこの事業に参加している。国がまとめる実証事業の調査結果等を踏まえ、デジタル教科書使用の利点と課題、紙の教科書との効果的な併用のあり方について研究を進めていく。

ICT教育を充実するためには教員の能力の向上が必要である。引き続き、各校のICT活用推進リーダーを中心に、全校で校内研修を継続的に実施していく。

現在の通信環境においては、日頃の授業や教育活動でICT機器を有効に活用することができている。今後、他校や海外との交流やデジタル教科書の導入など、幅広いICTの活用を見据え、通信環境の充実に取り組んでいく。

教育について3

【質問】

令和4年度、5年度に向けた公共施設等総合管理計画実施計画が策定されるが、学校の改築順序の決定に際し、基本的な考え方を基に、何をどのように判断するのか、総合的な判断の根拠を具体的に伺う。また、大泉第二小学校については、子供たちの日常の安全確保といった観点からも、長寿命化に適さないことを指摘してきた。改めて、早期の改築をお願いしたいと思うが、考えを伺う。

大泉第二中学校に関しては、令和元年に有識者委員会による提言が提出されて以降、区の取組方針が示されない。大泉第二中の課題の今後の進め方に対する考えを伺う。

コロナ禍で学校と家庭をタブレットで繋ぐ機会が多く発生した際に、学校側の通信環境の問題で、やり取りがスムーズに行えなかったという声を聞いてきた。早急に学校施設の通信環境を強化していく必要があると考えるが、考えを伺う。

区では子供たちを犯罪被害から守る取組として、区立小中学校通学区域への防犯カメラの設置のほか、区立公園への防犯カメラの設置等をこれまで行ってきたが、区として取組の成果をどのように認識しているか伺う。

「教員による児童生徒への性暴力防止法」が本年5月に可決成立し、今後、各教育委員会を中心に具体的な対策が検討されていくこととなる。区は実際に子供たちの命を預かる現場として、都教委に対して「教員として不適格な人物を教壇にあげないよう、適切に対

応していくこと」を強く求めて頂くほか、保育や幼児教育の現場についても、子供たちを性犯罪被害から守るための取組を強化していく必要があると考えるが、2点、考えを伺う。

【答弁】

令和2年3月に策定した練馬区公共施設等総合管理計画実施計画では、長寿命化の適否の基準を定めるとともに、長寿命化の基準を満たしている学校施設においても、躯体状況に加え、児童生徒数の動向、避難拠点としての役割など、様々な要素を総合的に考慮し、長寿命化または改築を決定することとしている。近く示す新たな実施計画素案では、令和4年度および5年度に改築に着手する学校を年2校ずつ選定するとともに、長寿命化改修実施校として中学校1校を選定する考えである。今後、体育館が2階以上にあることによる避難拠点運営上の課題の有無や、校地面積や土地の形状などの個別の学校の実情に応じて、長寿命化改修と改築を行う場合の利点と課題を具体的に比較し、最適な手法を検討していく。

大泉第二中については、有識者委員会の提言に基づき、都市計画道路の整備や教育環境保全などに関する取組方針の策定に向けて検討を進めている。委員会の提言を基本としつつ、周辺地域の土地の利用状況を注視しながら、大泉第二中の施設機能が確保できる方策を広く検討していく。

現在の学校の通信環境において、日頃の授業や教育活動でICT機器を有効に活用することができている。今後、他校や海外との交流やデジタル教科書の導入など、幅広いICTの活用を見据え、通信環境の充実に取り組んでいく。

通学区域への防犯カメラ設置は、平成26年度から開始し、現在391台が稼働している。公園の防犯カメラについては、社会実験として平成29年度に7か所、令和元年度に6か所設置した。町会・自治会、商店会などにおいても883台となり、区内の防犯カメラの設置台数は増加している。区内の刑法犯認知件数は、平成26年の7640件から令和2年には3374件に減少しており犯罪抑止に一定の効果があるものと考えている。

子供たちを保護し指導する立場である教職員による性暴力などの人権を侵害する行為は断じて許されないことである。教育委員会では、毎年4月を区独自の服務事故防止月間とし、校内外におけるわいせつ・セクハラ事故防止に関する研修を教職員に対して行うなど、防止体制の強化に取り組んでいる。今回の法律の制定を重く受け止め、保育や幼児教育の現場も含め、不適格な教職員が子供に関わることをないよう、採用段階から厳格な対応を行うよう都教育委員会に強く要望するとともに、今後の国や都の動向を注視し、適切に対応していく。

教育について4

【質問】

主体的・対話的で深い学びの視点による英語教育の充実を図りながら、英語力向上のためにどのような取組を行っているのか、所見を伺う。

現在、一部の学校ではグーグルフォームを利用し、タブレットや各種端末により、学校と保護者間における出欠の連絡手段等に活用され始めたと聞いている。今後、区内小中学校全校での導入、お知らせやアンケート等の各種手紙や出欠等のオンライン化の更なる情報共有の仕組みづくりに取り組まれるよう要望するが、所見を伺う。

教員の働き方改革の観点から、個人情報に配慮しセキュリティ対策を行った上で、オンライン化や各データの管理、校務全体のデジタル化について、引き続き推進すべきと考えるが、所見を伺う。

【答弁】

新学習指導要領には、グローバル社会を生き抜く「英語力」と「コミュニケーション能力」の向上が掲げられている。今年度からは中学2年生を対象に、「聞く」「話す」「読む」「書く」の英語4技能検定を導入し、学習意欲の向上と検定結果を活用した授業改善に取り組んでいる。今後、中学生対象の宿泊型イングリッシュキャンプを実施するなど英

語を実践的に活用する取組を更に進めていく。併せて、小学校高学年に対する英語4技能検定の拡充や検定結果を踏まえた教員の指導力向上研修の充実を図るなど、総合的に取組を推進していく。

学校と家庭の連絡手段については、児童生徒用タブレットパソコンの配備に当たり、学校ごとにグーグルのアカウントを取得し、アンケートや出欠席の連絡など、順次デジタル化を進めてきた。現在、約7割の学校で活用されているが、全校での活用が進むよう、引き続き各校に要請するとともに、より効果的な運用方法について、今後も検討していく。

区は、これまでも校務支援システムをはじめ、学校徴収金管理システムや出退勤等管理システムを導入し、学校運営の効率化とともに、教員の働き方改革を推進してきた。今後も、教員の負担軽減に向け、会議や研修等のオンライン化などに取り組んでいく。

教育について5

【質問】

区では、多くの外部人材の活用による教員の負担軽減策を講じて来ているが、現時点での効果について伺う。また、生徒児童が区全体で緩やかに減少しつつある現状において、外部人材の適正配置を含めた効果検証が必要と考えるが、併せて考えを伺う。

国において、中学校の休日の部活動については、令和5年度以降、学校部活動から地域部活動への転換を段階的に進め、早期移行を図るとともに、平日の部活動についても地域移行を進め、部活動指導を望まない教員の負担軽減を図るとされている。また、部活動の地域移行には、地域団体や人材の育成や確保が必要と考えるが、併せて考えを伺う。

【答弁】

現在学校には、教員業務を補助するスクールサポートスタッフ、児童生徒の学習補助にあたる学力向上支援講師、生活補助にあたる学校生活支援員、心理面のケアを行うスクールカウンセラーなどの多様な外部人材を配置している。学校からは教員が本来担うべき仕事に注力する時間が増えた、様々な立場や専門性をもった大人が支援にかかわることで、子供の学校生活の安定が図られているとの声があり、効果を実感している。今後も、教員の勤務状況を検証するなど実施状況を確認し、必要な外部人材の配置を適切に行っていく。

部活動の地域への移行は、教員の働き方改革の視点からも、地域が一体となって進めるスポーツ・文化振興という視点からも意義あることと考える。一方、連携する団体や人材の確保、部活動大会等への参加の在り方、学校運営との調整などの課題がある。先行している自治体の情報を収集するなど、今後も研究を続けていく。

コロナ禍における児童生徒支援について

【質問】

区の「スクールソーシャルワーカー」は現在16人であるが、子供達への直接支援も行い、昨年度の支援は580名にのぼった。5年前と比較すると2倍に増加しており、負担度が大きいと考えるため、「スクールソーシャルワーカー」の増員を要望する。また、「スクールカウンセラー」も現行では来校頻度が少ないため、都に対し、増員を働きかける事も要望するが、併せて考えを伺う。

緊急事態宣言による長期休校は、生活リズムを狂わせ、ゲームなどへの依存や運動不足による肥満も増加傾向である。さらに、友達と普段通りに会話をすることも躊躇するなどの状態が続き、結果として自分の居場所がないと認識し、孤立から鬱になっている例が多いと発表をしている。この状況下を克服するためには、感染症対策を万全にしたうえで、学校生活を早急に以前の状態に戻していく事が重要だと考える。また、学校行事なども通年通りに開催する事を要望する。併せて所見を伺う。

国立成育医療研究センターでは、子供達がストレスを感じた時の対処法について小学1年生から高校3年生に聞き取り、「こどもが考えた気持ちを楽にする23のくふう」として

まとめて公表されている。学校や親が参考にして、ストレスで悩んでいる児童生徒達に対して、有効的に利用する事が重要と考えるが、所見を伺う。

【答弁】

スクールソーシャルワーカーは現在、都内最多の16名を配置し、不登校や要保護児童への対応など学校が抱える様々な課題への支援を行っている。学校からの要請に基づく訪問に加え、平成30年度から全校への定期訪問を実施している。また、各校での教育相談として、スクールカウンセラーによる小学5年生と中学1年生の全員面接に加え、区独自に心のふれあい相談員による小学3年生の全員面接を今年度から開始した。現在実施している不登校実態調査の結果等も踏まえ、人的配置も含めた教育相談体制の強化について検討していく。

コロナ禍により様々な活動制限が子供たちの健康に与える影響については、教育委員会としても重要な課題であると考えている。緊急事態宣言期間中に、中止や延期を余儀なくされた教育活動は、10月1日の宣言解除以降は、体育や文化的行事、宿泊を伴う行事について各校が工夫し、順次、再開している。引き続き、感染症の状況を注視し、早期に通常の学校運営ができるよう取り組んでいく。

国立成育医療研究センターがまとめた「こどもが考えた気持ちを楽にする23の工夫」は、ストレスへの対処方法を子供や保護者が共感し、理解できる有効な資料と考えている。校長会や教員研修を通じて、周知と啓発を図っていく。

健康教育について

【質問】

学童期・思春期は生涯を通じた健康に関する正しい知識を身につける重要な時期であり、学校教育にプレコンセプションケア（世界保健機構（WHO）の定義では「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」をいう。）の視点を取り入れた健康教育を実施し、子供のころから自分の体や心の健康、ライフプラン等について考えるきっかけになるよう取り組むべきと考えるが、所見を伺う。

【答弁】

学校では、学習指導要領に基づき、子供たちが性や食に関する正しい知識を習得し、心身の健康を保持増進できるよう保健指導等を行っている。プレコンセプションケアの考え方も参考にし、生涯を通じた健康管理を自ら考え実行できるよう発達段階に応じて指導していく。

性教育について1

【質問】

次期の教育振興基本計画において、「包括的性教育」を盛り込むことを要望するが、いかがか。また、今後、区内の小中学校において養護教諭や助産師、NPOと共同で教材や授業方法を研究し、出前講座を実施することを求めるが、考えを伺う。

【答弁】

小中学校では、性教育に限らず、あらゆる教育活動を通じて、人権の尊重や男女平等に関する指導を実施している。また、学習指導要領に基づき、保健分野の学習を中心として子供たちが性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、発達段階に応じた指導を行っている。性行為や避妊などの学習指導要領に示されていない内容を扱うことは、児童生徒の身体的・精神的発達や、それぞれが持っている性に関する知識の個人差に十分配慮すべきであり、すべての学校が一律に実施するものではない。校長の判断により実施する学校には、平成31年3月に東京都教育委員会が配布した「性教育の手引き」に基づき、児童生徒の実態を十分踏まえ、保護者に丁寧な説明をした上で、理解・了承を得て実施するなどの慎重な対応を促している。

外部講師と連携した授業は、すでに産科医、助産師およびNPO等を招いて実施している学校があり、こうした場合においても、学校は保護者の理解を十分得ながら進めている。実施した学校の成果を情報発信するなど、引き続き取組が広がるよう働きかけていく。「包括的性教育」について、教育振興基本計画に位置付ける考えはない。

性教育について2

【質問】

人権やジェンダー観、多様性、幸福を学ぶ「包括的性教育」の導入が不可欠ではないか。現場や保護者の声を聞き、性教育の国際的水準まで足を踏み出すべきだと考えるが、助産師などを招いた性教育の出前授業を推進することも含め、見解を伺う。

区では、98小中学校の保健室に生理用品の準備はあるが、生徒らに配布した分の「返却」を求めている学校もあることが分かった。全校で返却不要の配布に統一すべきである。また、生理用品は保健室とともに女子トイレ個室にも設置すべきである。生徒らへの調査を行い、正確な実態とニーズをつかむべきと考えるが、見解を伺う。

【答弁】

小中学校では、性教育に限らず、あらゆる教育活動を通じて、人権の尊重や男女平等に関する指導を実施している。また、学習指導要領に基づき、子供たちが性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、発達段階に応じた指導を行っている。性行為や避妊などの学習指導要領に示されていない内容を扱うことは、児童生徒の身体的・精神的発達や、性に関する知識の個人差に十分配慮すべきであり、すべての学校が一律に実施するものではない。校長の判断により実施する学校には、平成31年3月に東京都教育委員会が配布した「性教育の手引き」に基づき、児童生徒の実態を十分踏まえ、保護者に丁寧な説明をした上で、理解・了承を得て実施するなどの慎重な対応を促している。

外部講師と連携した授業は、すでに産科医、助産師およびNPO等を招いて実施している学校があり、保護者の理解を十分得ながら進めている。実施した学校の成果を情報発信するなど、引き続き取組が広がるよう働きかけていく。

学校での生理用品の配布は、持参を忘れたなどの理由が多く、返却を求めている例もあったが今後は返却不要とする。保健室で配布することで、児童生徒から様々な相談を受けたり、養護教諭が本人や家庭の状況を把握する契機にもなっているため、トイレに配備する考えはない。各校では、保健室での生理用品の配布や日常的に受けている各種相談の中で実態を把握し、適切に対応していることから、改めて実態調査を行う考えはない。

環境学習について

【質問】

喫緊の課題である気候変動や海洋プラスチック汚染について、学校では環境学習に盛り込んでいるのか。実施していないのであれば、今後実施する考えはあるのか伺う。

【答弁】

環境学習は学習指導要領において、全学年で教科横断的に取り組む内容として位置づけられており、理科や社会科等の授業において全校で実施している。また、気候変動や海洋汚染についても取り上げられている。子供たちが問題意識を持ち、自ら環境の保護や保全に参画していくよう、引き続き環境教育の充実に取り組んでいく。

学校における応急救護訓練について

【質問】

練馬区の学校教育施設において、一時救命処置が必要とされる事故における傷病者数が

年間どのくらいの推移であるのか、現在を含めた過去3か年の数値も併せて伺う。

さいたま市では、平成23年9月29日にさいたま市の小学校6年生が、駅伝の課外練習中に倒れ救急搬送された後、翌30日に死亡するという大変悲しい事故を契機に「体育活動時における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」という教職員等向けのテキストを作成し、学校の安全度を高めるための応急訓練などの施策を講じている。区でもASUKAモデルを参考にし、教育現場での傷病者発生時対応訓練を繰り返し行い、事故発生時の備えを行うよう要望するが、所見を伺う。

児童生徒へ向けて、学校では中学2年次でAEDや心肺蘇生の応急救護訓練を実施しているが、スキル習得のため朝礼の時間や夏休みの宿題の一環としてなど、時間を確保し、少年期から応急救護の定期訓練を実施していくべきと考える。所見を伺う。

【答弁】

区立小中学校の学校管理下において、児童生徒に対して一次救命処置を行った事案は、過去3年間ない。

区では、全小中学校の教員を対象に、東京都教育委員会が作成した「学校危機管理マニュアル」を参考に、傷病者発生時の処置や訓練用人形を活用した心肺蘇生の手順、実際のAEDの使用方法など、傷病者発生時の対応についての応急救護研修会を、区内消防署の協力を得て、毎年度開催している。この研修会を継続して実施し、教職員が迅速かつ適切な応急措置ができるよう取り組んでいく。いわゆる「ASUKAモデル」については、今後の応急救護研修等の参考にしていく。

中学2年生の保健体育において、AEDの操作方法や心肺蘇生法および事故発生時の対応について正しい知識の習得とともに、状況に応じた適切な意思決定や行動選択について指導している。一部の学校では独自に消防署の出前授業を通じて、児童生徒対象の応急処置を学習している。毎月学校が行っている安全指導日には、応急手当の方法を指導したり、都教育委員会が全ての児童生徒に配布した「防災ノート」を活用して心肺蘇生やAEDについて指導している。「防災ノート」は、家庭においても、子供と共に応急手当等や身近な人を助ける「共助」について理解、啓発を図るためにも活用されている。

子供の自己肯定感について

【質問】

日本の子供の自己肯定感の低さは数年に渡り続いており、将来に希望が持てない子供が増えている状況がある。教育委員会として、どのように捉え、子供自身が、社会の一員として大切な存在だと思われていることを実感できるために、どのように取り組むのか伺う。

【答弁】

OECD加盟国における生徒の学習到達度調査の結果では、日本の子供たちは数学的リテラシーや読解力などは他国と比較して高い順位を維持している一方、自己肯定感については、依然として低い傾向にある。区では、練馬区教育・子育て大綱に「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備える子どもたちの育成」を目標として掲げ、従前から自己肯定感を高める教育活動に取り組んでいる。授業における話し合いの機会を通じて、互いの意見や考えを認め合うことや、行事や部活動などで困難を乗り越え達成感を得ること、小中一貫教育や地域の活動における異年齢の人々との関わりの場面で自らの役割を果たすことなど、自己肯定感を高める取組を行っている。引き続き、子供たち一人ひとりが自分の良さに気づき、可能性を伸ばすことができるよう、取組を進めていく。

魅力ある図書館について

【質問】

本年3月に開館した板橋区中央図書館では、施設内の数カ所にデジタルサイネージを導入して館内利用者へ書架案内や新刊のお知らせ、事業者への広告掲載として歳入にも役立

てている。区においても利便性の面からも区内全図書館への導入を要望する。また、袖ヶ浦市や多摩市では、「フェリカ」を利用してSuicaなどのICカードと図書館利用カードを結び付けたサービスを導入しており、蔵書案内から読書通帳、本の貸出し、予約手続きが行え、非接触型サービスとしても活用できる。区においても同様の運用もしくは、新たに「ねりまく図書館アプリ」などを開発して利便性向上を要望するが、所見を伺う。

近年、公共図書館における電子書籍の貸出サービス提供は、年々増加傾向にある。紙の書籍では実現できない利点が多いと考えられている。例えば、場所や時間にとらわれずに、インターネットを通じて書籍の検索・貸出・返却などを可能とし、特に図書館に来館できない時間帯でも、非来館者サービスを提供できることがあげられる。また、音声再生可能な機能もあるため、文字を読むことが困難な人でも読書ができるという点もある。図書館の利用者増加を図れることが予想され、さらには利便性の幅が広がることから早期に導入すべきと要望するが、所見を伺う。

区の図書館において特色あるイベントの開催を要望するが、所見を伺う。

【答弁】

区では、図書館資料受取窓口を6か所設置するとともに、外出困難障害者等への図書館資料郵送などのサービスを実施している。デジタルサイネージについては、現在5館で設置しており、今後、拡大について検討していく。ICカードと図書館利用者カードを連動させたサービスの導入については、現行のシステムのままでは対応できないため、導入自治体の事例やシステムの進展を見据えて研究していく。

電子図書は、貸出・返却について、時間や場所の制約を受けないとともに、音声読み上げ機能による読書困難者への対応が可能という利点がある。現段階では電子図書の種類が少なく、提供事業者が限定されている。現在策定している図書館構想の中で検討していく。

各図書館では年間を通じ、子供から大人までが楽しめる事業を実施している。光が丘図書館で9月に「薔薇の歴史講座&四季の香ローズガーデン散策」を行い、12月には春日町図書館で、朗読コンサート「JAZZの調べに乗せて」を行う予定である。今後とも、特色ある事業を検討していく。

子育て施策に係るICTの活用について

【質問】

保活支援サービスとして、昨年からLINEを用いた園探し機能等をリリースし、今年10月からは、全国で初めての取組となる保育指数シミュレーション機能を追加した。ICT化等の取組により、保育課の窓口が最も混み合う来年4月の入園申請の時期において、窓口の混み具合がどう変わったのか伺う。また、LINE保活サービスに関して、保護者からどのような声が寄せられているか、併せて伺う。

保育利用者だけでなく、在宅子育て世帯にとっても、スマホなどを活用して、保護者の利便性の向上を図っていく必要がある。各種の子育て支援サービスの情報や申請方法など、利用者目線で工夫を凝らしていくことが重要と考えるが、所見を伺う。

【答弁】

新年度入園申込の時期に保育課窓口の混雑を緩和するため、窓口のインターネット予約や申込書類の書き方等の動画配信、郵送申請の推奨等を順次実施してきた。その結果、繁忙期の窓口での申込件数は、令和元年度の3,951件から2年度2,265件、今年度1,826件と大きく減少している。昨年度から開始したLINEによる保活支援サービスに関しては、多くの保護者の皆様から「短時間で保育指数を試算でき、簡単に園探しができた」「通勤途中に保活ができてたいへん便利」との声を頂いている。今後も、入園申請のオンライン化など、来庁しなくても手続きができる環境整備を行っていく。

区はこれまで、乳幼児一時預かりの予約、病児・病後児保育の空き情報のリアルタイムの提供、練馬こどもカフェの電子申請など、子育て支援サービスごとにICT化を進めてきた。利用者の視点で利便性を更に高めるために必要なサービスを簡単に検索し、申し込むこと

ができる「(仮称)ねりま子育て支援アプリ」の開発に関係部課と連携し、取り組んでいく。

保育について

【質問】

希望する園に入れなかったという声を毎年のように聞いているほか、待機児童ゼロ達成の一方では直近3年間で1,200人を超える定員の空きが生じている。このような利用者の声・需給ミスマッチの現状を考えると、待機児童ゼロを一つの節目として、よりきめ細やかな待機児童対策を行う一つの転換期を迎えているのではないかと考えるが、考えを伺う。

【答弁】

今後も、待機児童ゼロを継続していく必要があるとともに、家庭的保育等の利用者が3歳児以降も安心して保育を受ける仕組みづくりや医療的ケア児の受入の拡大など、多様な保育ニーズへの対応も求められている。引き続き、保育所の整備を進めるとともに、医療的ケア児の「優先選考」方式や、2歳児までの保育施設を修了した3歳児を優先的に認可保育所で受け入れる新たな方式の導入に取り組んでいく。

保育園の委託・民営化について

【質問】

保育士の給与水準や経験年数は保育の質に直結する以上、委託した園がどうなっているか、本当に保育水準が下がっていないことを示すべきであるが、見解を伺う。

世田谷区では2015年に、保育の質を向上させる目的で「世田谷保育の質ガイドライン」がつくられた。厳しい安全基準を設け、区が求める保育の質と、それを守るための厳しいルールを明文化したものである。認可施設だけでなく、認証園も含めた区内全ての保育施設に適用される。以前、区に同様の取組を要求したところ、区は保護者アンケートや東京都福祉サービス第三者評価で高い評価をされていることにより、ガイドラインを策定する考えはないとしている。区でも優れた取組を参考に、保育の質を向上させる取組を積極的に取り入れ、行うべきであるが、見解を伺う。

国では介護職や保育士など、低い給与水準だった職種の給与を引き上げることが検討されている。引き上げられた給与が確実に保育士に全額わたる仕組みとなるよう区としても意見を挙げるべきであるが、考えを伺う。また、区は保育園を民間委託する際には、1年の準備期間を設け丁寧に行っているとしていたが、今回、区は計画になく議会に報告もないまま、谷原保育園の閉園を突然決め、保護者に知らせた。強く抗議するとともに、閉園の撤回を求める。

【答弁】

毎年度、事業者の給与規程を確認し、委託料に占める人件費の提示を求めている。これまでの間、保育士のキャリアアップ補助等に伴う委託料人件費の増額や宿舍借り上げ補助など、委託園職員の処遇改善にも可能な限り取り組んできた。経験年数については、仕様書において、園長や主任などの職種別に一定の実務経験を条件とし、毎年度、確認している。委託園の運営状況については、区立保育園の園長・副園長経験者が、3か月に1回以上の巡回支援を行うほか、保護者・園・区の三者による運営委員会を開催し、必要に応じて指導を行っている。

毎年度モニタリングを行い、委託1年目に利用者アンケートを実施、2年目と4年目には、東京都福祉サービス第三者評価を受審し、その結果をホームページで公表している。東京都福祉サービス第三者評価は、専門の評価機関が、保育所職員の自己評価や利用者アンケート調査を行った上で、現場の確認や職員へのヒアリングにより、サービス内容や組織運営について、総合的に分析した客観的で信頼度の高い評価であると認識している。

昨年度から、保育人材の確保・育成に取り組む専管係を保育課内に設置し、委託園を含む、すべての区内保育施設を対象に、専門知識の習得やレベルアップを図る研修を体系的

に実施している。また、すべての認可保育所を対象に、専門家が障害児保育の巡回支援を行い、障害児への支援方法等について指導・助言しており、区があらためてガイドラインを策定する考えはない。

国が検討している、保育など現場で働く方々の収入の引き上げについては、今後示される実施方法等に基づいて対応していく。

谷原地区における保育所用地の取得については、手続きの過程で、民間保育所を整備した上で、谷原保育園を閉園する考えを在園児の保護者にお知らせした。本定例会中に、具体的な計画案を議会に報告する考えである。

児童相談体制について 1

【質問】

都福祉保健局は、都立の仮称練馬児童相談所の設置に向けた予算要求を公表した。都と区の連携による児童相談体制を大きく前進させるものと考えるが、見解を伺う。

【答弁】

児童相談行政では、都の広域的・専門的行政と、基礎的自治体である区の身近な行政との連携が重要である。区では、都と協働で対応する「練馬区虐待対応拠点」を練馬子ども家庭支援センター内に設置し、大きな成果をあげている。東京都福祉保健局は令和4年度の予算要求で、区子ども家庭支援センターと同一建物内に仮称練馬児童相談所を設置する考えを示したことについては、これまで練馬区が積極的に進めてきた都区連携による児童相談体制の強化を、都として更に前に進める方針を示したもので、大いに歓迎すべきものと考えている。実現に向けて都と協議していく。

児童相談体制について 2

【質問】

都福祉保健局の令和4年度予算要求において、仮称都立練馬児童相談所を設置するための工事実施設計予算が盛り込まれたが、今回の都の予算措置について、区としてどのように受け止めているのか、所見を伺う。

【答弁】

児童相談行政では、都の広域的・専門的行政と、基礎的自治体である区の身近な行政との連携が重要である。区では、都と協働で対応する「練馬区虐待対応拠点」を練馬子ども家庭支援センター内に設置し、大きな成果をあげている。東京都福祉保健局は令和4年度の予算要求で、区子ども家庭支援センターと同一建物内に仮称練馬児童相談所を設置する考えを示したことについては、これまで練馬区が積極的に進めてきた都区連携による児童相談体制の強化を、都として更に前に進める方針を示したもので、大いに歓迎すべきものと考えている。実現に向けて都と協議していく。

児童虐待防止対策について 1

【質問】

区は令和2年7月に都と共同で虐待対応拠点を設置し、児童相談体制の「練馬区モデル」をスタートさせた。これまでの都区連携の実績および都児童相談所からの事案送致の状況を伺う。

本年11月、都福祉保健局は練馬子ども家庭支援センターと同一建物内に、仮称都立練馬児童相談所・相談部門を設置する為の工事実施設計に係る経費の予算を要求した。今後更に都区共同の練馬区モデルの充実が期待されるが、所見を伺う。

区民に寄り添い、都児童相談所との連携を更に密にすることで、児童虐待の再発防止に向けて子供、保護者にとって適切な支援が行われるよう要望するが、所見を伺う。

区では10月30日から11月12日まで「児童虐待防止推進月間」として、本庁舎アトリウム正面に児童虐待防止オレンジリボン運動の大型懸垂幕を掲げるなど取り組んでいる。今後児童虐待防止オレンジリボン運動の普及啓発に取り組むことを要望するが、所見を伺う。

【答弁】

ケースに関する情報共有や支援方針の協議、福祉事務所や保健相談所等の関係機関による合同ケース検討会議、虐待通告に基づく都区が協働した家庭訪問等を昨年度は約240回、今年度は10月末時点で約140回実施している。また、面前DVなど都児相からの事案送致は、警察からの通告が増加していることから、昨年度の232件、今年度は10月末時点で158件と大幅に増加する傾向にある。

東京都福祉保健局は令和4年度の予算要求で、区子ども家庭支援センターと同一建物内に仮称練馬児童相談所を設置する考えを示したことについては、これまで練馬区が積極的に進めてきた都区連携による児童相談体制の強化を、都として更に前に進める方針を示したもので、大いに歓迎すべきものと考えている。実現に向けて都と協議していく。

これまで、区子ども家庭支援センターと都児童相談所とが連携して、一時保護解除後の家庭を訪問し、育児支援サービスの利用につなぐなどケースに応じた支援を行ってきた。令和4年4月からは、地域子ども家庭支援センターにおいても家庭訪問を行う等、よりきめ細やかな支援が可能となる。今後、児童相談所の心理職の指導・助言を受け、保護者支援プログラムを活用し、支援を強化するなど、児童虐待の再発防止に取り組んでいく。

毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、児童虐待防止に向けた講演会や区役所におけるパネル展示等の広報・啓発事業を実施している。引き続き、オレンジリボン運動を含め、普及・啓発の取組を推進していく。

児童虐待防止対策について2

【質問】

区では増加する面前DV等に対応するため、本年4月に専管の係を新設しているが、どのような狙いを期待しているか、取組を含めて伺う。

子ども家庭支援センターは保健師・助産師・保育士等の専門職や民間の力を最大限に活用し、虐待に至る前のアウトリーチを充実させていくべきと考えるが、所見を伺う。

都全体の観点からは、一時保護所の需要増や介入に応じない場合の警察との連携強化といった課題も存在する。連携する区としても、力を合わせていける部分はないか、考えを伺う。

区で行っている様々な子育て支援が本当に必要な方へ届いているのか、支援にたどり着くまでの手続き的な負担があるのではないかと、増大する一時預かりのニーズに供給が追いつかず、拡充が必要ではないかといった指摘をこれまでも行ってきた。今後どのように課題を解決していくのか区の方針を伺う。併せて、要望を続けてきた子育てスタート応援券の民間一時預かりへの適用に対する検討状況を伺う。

【答弁】

子ども家庭支援センターでは増加する相談に対応するため、本年度の5人を含め、この4年間で26人の増員を行ってきた。増加する都児童相談所からの事案送致や住民からの区への通告に迅速に対応するため、本年4月、初期対応を担当する係を新設した。10月までの7か月間で、面前DVや泣き声通告等、248件に対応している。

保健師・助産師による乳児家庭全戸訪問を行っており、子ども家庭支援センターでは保育所等と心配な子供や家庭の情報等も共有し、気になる家庭へは保健相談所の保健師やセンター職員が家庭訪問等のアウトリーチ支援を行っている。今後とも、要保護児童対策地域協議会を通じて、ケースの状況に応じて、民生・児童委員の方々にも協力いただきながら、アウトリーチを行っていく。

都児童相談所が行う一時保護は、平成23年度からの10年間で約45%増加するとともに、平均保護日数も40日を超え、長期化の傾向にある。また、都児童相談所は保護者が介入に

応じないケースでは、警察に援助要請を行っている。一時保護を繰り返すことなく、地域での生活が継続できるよう、区は要支援ショートステイや養育支援家庭訪問事業により、養育状況の改善や育児負担の軽減を図っていく。引き続き、家庭状況のきめ細かな把握に努め、適切な支援に繋げていく。

令和2年度から、乳幼児一時預かり事業ではインターネット予約システムを導入し、1ヵ所の登録でどこでも利用できるよう、手続きの簡素化を図ってきた。一時預かりの拡充に向けて、区西部地域に開設するとともに、運営形態や実施方法等が多様な民間一時預かりへの子育てスタート応援券の適用についても、利用者や事業者の意見を伺いながら、検討していく。

(参考) 区長部局答弁

保育園の委託・民営化について（総論）

【質問】

区長は自身が若い頃、英国に滞在したことがある経験から「民間の力を基本にしなければ、福祉サービスの充実はない」と民間が担うことを当然視しているが、本当にそうなのか。直営園をこれ以上委託・民営化すべきではないと考える。少なくとも、すでに委託された園で質を上げる取組に力を尽くす必要があると考えるが、いかがか。

【答弁】

昭和50年から51年にかけて、英国に滞在し、ヨーロッパの社会福祉行政と教育行政の関係について調査したことがある。日本の保育行政は、当時から今に至るまで、質・量ともに欧米をはるかに凌駕していると思っている。すべてに行政が責任を持ち、国と自治体の手厚い補助のもとで行われている。これまで利用者の視点に立って、長時間保育や産休明け保育など、日本の保育サービスを先頭を切って充実してきたのは民間の保育所である。認可保育所以外の保育室、家庭福祉員、私が福祉局長になって創設した認証保育所は、民間事業者と二十三区、東京都が大都市特有の多様な保育ニーズに応えるため、国の反対を押し切って創設し、育ててきた制度である。本年4月に達成した待機児童ゼロも、私立認可保育所の整備や「練馬こども園」の創設など、民間事業者の努力なくしては成し得なかったと考えている。

ケアラー支援について

【質問】

大人がすべき家族の看護・介護や家事などを担っている子供自身が、「自分はヤングケアラーなのかもしれない」と気づくことができる取組が必要だと考える。例えば、校内に「ヤングケアラーとは」と、わかりやすく啓発するポスターを掲示するなど早急に取り組むことを要望する。さらに、子供たち自身が気づき、相談できる窓口の設置などを求める。ヤングケアラー支援にどのような取組を進めるのか、具体的に伺う。

【答弁】

子供自身が家庭での当たり前の行為として行っているため、自分がケアラーであるという認識がなく、顕在化しにくい傾向がある。社会的な認知度が低いことなどから、周囲が気づきにくい状況にある。教育委員会では、校長会や教職員研修においてヤングケアラーの早期発見の重要性などについて周知を図っている。学校では、遅刻や忘れ物が目立つ、同じ服を着た切りである、学校を休みがちである児童生徒の中に、ヤングケアラーが存在する可能性があることに着目し、面談やアンケートなどを通じて早期発見に努めている。

令和4年1月6日
教育委員会事務局

令和3年第四回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について

1 日時 令和3年12月7日（火） 午後1時00分～午後3時33分

2 場所 全員協議会室

3 質問要旨

子育てに関する 質問内容	子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）に関すること
	1）子育て世帯の全体数と、給付対象の世帯数について
	2）高校生等と新生児の保護者への給付方法について
	3）申請書の送付方法と、送付対象世帯の抽出に係る庁内連携について
	4）5万円相当のクーポン給付に係る区の考えについて
	5）先行給付金の目的について
	6）5万円相当のクーポンに係る受領の同時意思確認について
	7）生活保護受給者およびDVで避難している方への給付について
	8）区民への周知について
	9）所得制限を設けたことにより発生する業務について

令和 4 年 1 月 6 日
教育振興部保健給食課
教育振興部学務課

令和 3 年度スキー移動教室の実施について

1 目的

東京では味わえない冬の自然に接し、その厳しさや白銀のすばらしさを体得しながらスキー実習で体を鍛え、健康増進を促す。また、規律ある集団宿泊生活の中で、通常の学校生活では得がたい教育効果を生み出し、心身ともに調和のとれた健全な育成を図るため。

2 対象

中学 2 年生（特別支援学級は 1 ～ 3 年生）

3 期間等

各校 2 泊 3 日で実施

令和 4 年 1 月 10 日（月）～ 3 月 4 日（金） 軽井沢 18 期間（内、特支 2 期間）

令和 4 年 1 月 10 日（月）～ 3 月 1 日（火） 武石 17 期間

4 宿泊施設

軽井沢少年自然の家（通常学級 16 校、特別支援学級 8 校）

武石少年自然の家（通常学級 17 校）

5 実習場所

（1）軽井沢少年自然の家に宿泊する学校

「湯の丸スキー場」長野県東御市湯の丸高原

（2）武石少年自然の家に宿泊する学校

「番所ヶ原スキー場」長野県上田市武石上本入 2386-1

（3）特別支援学級

「佐久スキーガーデン・パラダ」長野県佐久市下平尾 2681

6 日程

裏面のとおり

令和3年度 練馬区スキー移動教室日程表

軽井沢	1月																															2月																															3月			
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	01	02	03	04												
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金												
	特支 中村26 光三36 谷原16 南が丘17			石西			練馬			開四			大二			大泉			三原台			学園			谷原			関			特支 旭丘14 練馬17 大泉48 石神井47			貫井			石東			中村			開一			開二			石神井			大西														
			213			168			163			187			209			185			163			153			153			142			163			184			154			154			212			173																		

武石	1月																															2月																															3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	01	02	03	04																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

※ 各校の生徒数は令和3年12月1日現在

凡例	通常学級	特別支援学級
	学校名 生徒数	学校名:生徒数

令和 4 年 1 月 6 日
 教育振興部光が丘図書館

指定管理者の指定について

令和 3 年第四回練馬区議会定例会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を指定したため報告する。

No.	施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間	所管課	備考
1	練馬区立 大泉図書館	・株式会社 図書館流通センター ・東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号 ・代表取締役 細川 博史	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで (5 年間)	光が丘図書館	別紙 1
2	練馬区立 関町図書館	・株式会社 図書館流通センター ・東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号 ・代表取締役 細川 博史	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで (5 年間)	光が丘図書館	別紙 2
3	練馬区立 貫井図書館	・株式会社 図書館流通センター ・東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号 ・代表取締役 細川 博史	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで (5 年間)	光が丘図書館	別紙 3
4	練馬区立 春日町図書館	・株式会社 ヴィアックス ・東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号 ・代表取締役 小川 巧次	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで (5 年間)	光が丘図書館	別紙 4
5	練馬区立 南田中図書館	・株式会社 図書館流通センター ・東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号 ・代表取締役 細川 博史	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで (5 年間)	光が丘図書館	別紙 5

令和4年1月6日

教育振興部光が丘図書館

指定管理者の指定について（練馬区立大泉図書館）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立大泉図書館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都文京区大塚三丁目1番1号

株式会社 図書館流通センター

代表取締役 細川博史

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和3年4月16日

第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

5月18日

令和3年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

6月30日

第2回指定管理者選定小委員会

（募集要項の審議）

7月11日

ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始

7月15日

施設見学会・募集説明会（参加団体数7）

8月10日～8月13日

応募書類受付（応募団体数1）

8月16日	経営診断委託
9月11日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (応募団体の評価、採点)
11月4日	令和3年度第2回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、全国で多数の公立図書館の運営実績を有しており、安定的な施設運営が期待できること、また、これまで培ってきた地域とのつながりをさらに深めていく具体的な事業提案があり、大泉図書館の特徴を生かした積極的な事業展開が期待できること等の理由により、株式会社図書館流通センターが練馬区立大泉図書館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

利益を上げる力および事業効率性については平均的であり、資金力と経営の安全性が高い。また、借入金の返済能力は優れており、安定した経営が可能である。

(2) 組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。また、個人情報の取扱いに関するチェックリストの活用や、社内監査チームによる個人情報監査を年1回実施する等、個人情報の保護に積極的に取り組んでいる。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、子育て支援制度の整備や社内相談窓口の設置等、働きやすい職場環境づくりに継続して取り組むとしている。

(3) 団体の施設運営実績

大泉図書館と同規模施設の運営実績に加え、公立図書館の指定管理者として全国で多数の運営実績があり、図書館の運営を円滑に行う能力と実績を十分に有している。練馬区内においては、平成21年度から南田中図書館、平成24年度から大泉図書館および貫井図書館、平成29年度から関町図書館、令和2年度から石神井図書館の指定管理者として施設の管理・運営を円滑に行っており、各館のモニタリングの結果も良好である。

(4) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

【提案審査】

(5) 施設運営体制

練馬区立図書館ビジョンを踏まえ、区民や地域が抱える課題解決に向けて、区民と協働する地域に根差し利用される図書館を目指すとしている。また、コロナ禍の影響で変化する図書館の役割や期待されるサービスを分析し、新たな図書館サービスの形を模索していくとしており、評価できる。

意見箱の設置や利用者アンケートの実施等に加え、図書館を利用していない方を対象とした未利用者アンケートを実施して、利用者および未利用者のニーズを把握し、更なる図書館サービスの向上と利用者のすそ野を広げる提案があり、評価できる。

スタッフに対する教育・研修体制について、研修専門部署を設け、それぞれがステップアップしながら業務を遂行できるよう、入社時から段階を踏んで研修を受講できる体制を整備しており、評価できる。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組として、本社において新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全国の図書館での対応事例等の情報の集約・発信や対策会議の開催を行っている。また、感染や感染の疑いが発生した場合の対応フローを定め、感染発生時の連絡・対応を遅滞なく、かつ、漏れなく進められる体制を整備しており、評価できる。

(6) 利用者等への対応

「練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に沿って障害者サービスや人権研修を実施するほか、各館での集合研修や地域で行われる外部研修に積極的に参加し、合理的配慮の提供に努めるとしている。

また、苦情やトラブルへの対応については、苦情発生から解決までの体制を整備するとともに、館内巡回の実施、館内ミーティングや区内指定管理館合同のミーティングによる情報共有を行うことで、苦情やトラブルの未然防止に努める提案があり、評価できる。

(7) 施設の維持管理・安全性への配慮

毎日の館内巡回時に、目視点検を行うほか、施設管理委託業者と施設管理定例会・点検巡回を実施し、保守・点検業務の報告書を確認するとともに、施設の不具合や今後のメンテナンスの対応を検討する等、施設の安全性への配慮に継続して取り組むとしている。

また、全国の受託館で発生した自然災害や人的トラブルの事例をもとに危機管理マニュアルを制定し活用する等、利用者およびスタッフの安全確保についての迅速な対応が期待でき、評価できる。

(8) 効率的な管理運営

業務内容を踏まえた、適切な人員配置計画となっている。また、柔軟なシフト編成によるスタッフのマルチスキル化やシフト事例の蓄積・共有を推進し、効率的な人員配置を実現するとしており、区の求める基準を満たしている。

館長候補については、現在、大泉図書館で館長として勤務し、館の特徴について熟知した人材の配置を予定している。

(9) 施設特性に応じた評価項目

地域のイベントをきっかけに参加した「まちゼミねりま」や、地域の課題・問題を掘り起こし、解決の一助とする「くらし応援講座」の継続等、これまで培ってきた地域とのつながりを深め、地域に根差した図書館を目指す提案があり、評価できる。

デジタル時代の到来に合致した図書館サービスとして、高齢者向けのデジタル情報格差解消のための講座等の新たな提案があり、評価できる。

図書館資料の管理について、館の特徴であるアニメーションに関連した資料の収集に引き続き力を入れるとしている。

(10) 地域への貢献

スタッフ採用については、区民雇用の促進に努めることとし、区民雇用率については、65パーセント以上を目標としている。また、業務の再委託、施設修繕や消耗品の購入等は区内事業者を積極的に活用するとしている。さらに、区内の障害者就労支援

施設と連携して雇用促進に努める等、障害者支援の提案があり、評価できる。

地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携事業として、地域の特別支援学校へ出張し、普段図書館に来館することができない子どもたちに図書の楽しさ・素晴らしさを伝えるおはなし会を継続するとしている。また、大泉地区を拠点に活動する農家と飲食店の団体が実施する「大泉ファーマーズマーケットat大泉図書館」に連動した様々な事業を展開し、新しいつながりを生むことで、地域の活性化に貢献する提案があり、評価できる。

図書館スタッフとボランティアとの意見交換会や合同研修会の開催等、ボランティアとの協働・連携を推進する提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立大泉図書館）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5 点
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5 点
	3 団体の施設 運営実績	(1) 大泉図書館と同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点
	4 区内事業者 か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10点
提 案 審 査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組	25点
	6 利用者等への 対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組	25点
	7 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	30点
	8 効率的な管理 運営	(1) 効率的・効果的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	30点
	9 施設特性に応 じた評価項目	(1) 館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案内容 (2) 図書館事業の利用促進につながる提案内容 (3) 図書館資料の管理に関する提案内容	30点
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	応募団体（得点）
		株式会社 図書館流通 センター
1 安定性・継続性	5	4
2 組織体制	5	4
3 団体の施設運営実績	10	8
4 区内事業者か否か	10	0
5 施設運営体制	25	20
6 利用者等への対応	25	20
7 施設の維持管理・安全性への配慮	30	24
8 効率的な管理運営	30	18
9 施設特性に応じた評価項目	30	24
10 地域への貢献	30	24
合 計	200	146

令和 4 年 1 月 6 日

教育振興部光が丘図書館

指定管理者の指定について（練馬区立関町図書館）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立関町図書館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都文京区大塚三丁目1番1号

株式会社 図書館流通センター

代表取締役 細 川 博 史

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）

4 選定の経過

令和3年4月16日

第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月18日

令和3年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

6月30日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
7月12日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
8月13日	申請書類受付
8月16日	経営診断委託
9月11日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (申請団体の評価、採点)
11月4日	令和3年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの施設運営で培ったノウハウを生かした安定的な施設運営が期待できること、また、来館のきっかけづくりとなる魅力的な事業を発展させ、利用者の読書活動推進をより促進することが期待できること等の理由により、株式会社図書館流通センターが練馬区立関町図書館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

利益を上げる力および事業効率性については平均的であり、資金力と経営の安全性が高い。また、借入金の返済能力は優れており、安定した経営が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

平成29年度には、リニューアル開館を記念し、利用者のおすすめ本を紹介するカードを展示する利用者参加型の事業を行うとともに、開館35周年を記念して、来館者がその雰囲気を楽しめるように館内装飾を行う等、図書館のPRを実施して利用促進につなげた。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。また、個人情報の取扱いに関するチェックリストの活用や、社内監査チームによる個人情報監査を年1回実施する等、個人情報の保護に積極的に取り組んでいる。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、子育て支援制度の整備や社内相談窓口の設置等、働きやすい職場環境づくりに継続して取り組んでいる。

利用者等への対応として、苦情やトラブルへの対応については、苦情発生から解決までの体制を整備するとともに、館内巡回の実施、館内ミーティングや区内指定管理館合同のミーティングによる情報共有を行うことで、苦情やトラブルの未然防止に努めている。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

練馬区立図書館ビジョンを踏まえ、区民や地域が抱える課題解決に向けて、区民と協働する地域に根差し利用される図書館を目指すとしている。また、コロナ禍の影響で変化する図書館の役割や期待されるサービスを分析し、新たな図書館サービスの形を模索していくとしており、評価できる。

意見箱の設置や利用者アンケートの実施等に加え、図書館を利用していない方を対象とした未利用者アンケートを実施して、利用者および未利用者のニーズを把握し、更なる図書館サービスの向上と利用者のすそ野を広げる提案があり、評価できる。

スタッフに対する教育・研修体制について、研修専門部署を設け、それぞれがステップアップしながら業務を遂行できるよう、入社時から段階を踏んで研修を受講できる体制を整備しており、評価できる。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組として、本社において新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全国の図書館での対応事例等の情報の集約・発信や対策会議の開催を行っている。また、感染や感染の疑いが発生した場合の対応フローを定め、感染発生時の連絡・対応を遅滞なく、かつ、漏れなく進められる体制を整備するとしており、評価できる。

(4) 運営経験を生かした取組

地元の文化財に関する講演会や見学会等、地域との連携を深める取組を継続しながら

ら、潜在的な地域特性を開拓するための具体的な提案があり、評価できる。

本の修理ボランティアを通じて、利用者の図書館活動への積極的な参加を促し、地域住民と協働していく図書館運営を目指すとしている点が評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

毎日の館内巡回時に、目視点検を行うほか、施設管理委託業者と施設管理定例会・点検巡回を実施し、保守・点検業務の報告書を確認するとともに、施設の不具合や今後のメンテナンスの対応を検討する等、施設の安全性への配慮に継続して取り組むとしている。

また、全国の受託館で発生した自然災害や人的トラブルの事例をもとに危機管理マニュアルを制定し活用する等、利用者およびスタッフの安全確保についての迅速な対応が期待でき、評価できる。

(6) 効率的な管理運営

業務内容を踏まえた、適切な人員配置計画となっている。また、柔軟なシフト編成によるスタッフのマルチスキル化やシフト事例の蓄積・共有を推進し、効率的な人員配置を実現するとしており、区の求める基準を満たしている。

(7) 施設特性に応じた評価項目

青少年世代の来館のきっかけづくりとして、隣接の中学校との連携事業である知的書評合戦ビブリオバトルや、ボードゲームイベント等の事業を継続するとしており、グループ学習室の活用と併せて、更なる青少年世代の利用促進につなげる取組に期待できる。さらに、近年の教育環境の変化に対応するため、小学生を対象としたプログラミング体験教室等の新たな提案があり、評価できる。

図書館資料の管理について、中学校と隣接しているという特徴を生かし、図書委員によるお勧め本の展示を実施する等、ニーズを分析しながら青少年向けの図書の収集に力を入れているとしている。

(8) 地域への貢献

スタッフ採用については、区民雇用の促進に努めることとし、区民雇用率については、65パーセント以上を目標としている。また、業務の再委託、施設修繕や消耗品の購入等は区内事業者を積極的に活用するとしている。さらに、区内の障害者就労支援施設と連携して雇用促進に努める等、障害者支援の提案があり、評価できる。

地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携事業として、地域施設と連携した

歴史講演会や関係機関と連携した防災講演会等の事業を今後も継続し、関係性を維持・発展させる提案がある。また、関町が盲導犬発祥の地ということから、近隣の団体と連携し、盲導犬について広く知ってもらう講座の開催等、地域とのつながりを深める新たな提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立関町図書館）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5 点
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組	50点
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点
	5施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的・効果的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点
	7 施設特性に応 じた評価項目	(1) 館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案内容 (2) 図書館事業の利用促進につながる提案内容 (3) 図書館資料の管理に関する提案内容	20点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		株式会社 図書館流通 センター
1 安定性・継続性	5	4
2 当該施設の運営実績	1 5	1 2
3 施設運営体制	5 0	4 0
4 運営経験を生かした取組	4 0	3 2
5 施設の維持管理・安全性への配慮	2 0	1 6
6 効率的な管理運営	2 0	1 2
7 施設特性に応じた評価項目	2 0	1 6
8 地域への貢献	3 0	2 4
合 計	2 0 0	1 5 6

令和 4 年 1 月 6 日

教育振興部光が丘図書館

指定管理者の指定について（練馬区立貫井図書館）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立貫井図書館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都文京区大塚三丁目1番1号

株式会社 図書館流通センター

代表取締役 細 川 博 史

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

※ 次期指定期間中に改築の計画があり、改築に伴う休館期間中の業務の範囲等については、区と指定管理者の協議により決定する。

4 選定の経過

令和3年4月16日	第1回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議)
5月18日	令和3年度第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)
6月30日	第2回指定管理者選定小委員会 (募集要項の審議)
7月11日	ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始

7月15日	施設見学会・募集説明会（参加団体数6）
8月10日～8月13日	応募書類受付（応募団体数1）
8月16日	経営診断委託
9月11日	第3回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施） （応募団体の評価、採点）
11月4日	令和3年度第2回指定管理者選定委員会 （応募団体の審査、指定管理者候補の決定）

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、全国で多数の公立図書館の運営実績を有しており、安定的な施設運営が期待できること、また、併設の美術館と連携した具体的な事業提案があり、貫井図書館の特徴を生かした積極的な事業展開が期待できること等の理由により、株式会社図書館流通センターが練馬区立貫井図書館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

利益を上げる力および事業効率性については平均的であり、資金力と経営の安全性が高い。また、借入金の返済能力は優れており、安定した経営が可能である。

(2) 組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。また、個人情報の取扱いに関するチェックリストの活用や、社内監査チームによる個人情報監査を年1回実施する等、個人情報の保護に積極的に取り組んでいる。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、子育て支援制度の整備や社内相談窓口の設置等、働きやすい職場環境づくりに継続し

て取り組むとしている。

(3) 団体の施設運営実績

貫井図書館と同規模施設の運営実績に加え、公立図書館の指定管理者として全国で多数の運営実績があり、図書館の運営を円滑に行う能力と実績を十分に有している。練馬区内においては、平成21年度から南田中図書館、平成24年度から大泉図書館および貫井図書館、平成29年度から関町図書館、令和2年度から石神井図書館の指定管理者として施設の管理・運営を円滑に行っており、各館のモニタリングの結果も良好である。

(4) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

【提案審査】

(5) 施設運営体制

練馬区立図書館ビジョンを踏まえ、区民や地域が抱える課題解決に向けて、区民と協働する地域に根差し利用される図書館を目指すとしている。また、コロナ禍の影響で変化する図書館の役割や期待されるサービスを分析し、新たな図書館サービスの形を模索していくとしており、評価できる。

意見箱の設置や利用者アンケートの実施等に加え、図書館を利用していない方を対象とした未利用者アンケートを実施して、利用者および未利用者のニーズを把握し、更なる図書館サービスの向上と利用者のすそ野を広げる提案があり、評価できる。

スタッフに対する教育・研修体制について、研修専門部署を設け、それぞれがステップアップしながら業務を遂行できるよう、入社時から段階を踏んで研修を受講できる体制を整備しており、評価できる。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組として、本社において新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全国の図書館での対応事例等の情報の集約・発信や対策会議の開催を行っている。また、感染や感染の疑いが発生した場合の対応フローを定め、感染発生時の連絡・対応を遅滞なく、かつ、漏れなく進められる体制を整備しており、評価できる。

(6) 利用者等への対応

「練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に沿って障害者サービスや人権研修を実施するほか、各館での集合研修や地域で行われる外部

研修に積極的に参加し、合理的配慮の提供に努めているとしている。

また、苦情やトラブルへの対応については、苦情発生から解決までの体制を整備するとともに、館内巡回の実施、館内ミーティングや区内指定管理館合同のミーティングによる情報共有を行うことで、苦情やトラブルの未然防止に努める提案があり、評価できる。

(7) 施設の維持管理・安全性への配慮

毎日の館内巡回時に、目視点検を行うほか、施設管理委託業者と施設管理定例会・点検巡回を実施し、保守・点検業務の報告書を確認するとともに、施設の不具合や今後のメンテナンスの対応を検討する等、施設の安全性への配慮に継続して取り組むとしている。

また、全国の受託館で発生した自然災害や人的トラブルの事例をもとに危機管理マニュアルを制定し活用する等、利用者およびスタッフの安全確保についての迅速な対応が期待でき、評価できる。

(8) 効率的な管理運営

業務内容を踏まえた、適切な人員配置計画となっている。また、柔軟なシフト編成によるスタッフのマルチスキル化やシフト事例の蓄積・共有を推進し、効率的な人員配置を実現するとしており、区の求める基準を満たしている。

館長候補については、現在、貫井図書館で館長として勤務し、館の特徴について熟知した人材の配置を予定している。

(9) 施設特性に応じた評価項目

併設の美術館の企画展テーマに沿った展示、パスファインダーの作成やブックリストの発行を継続するほか、創作絵本ワークショップの開催や文化芸術コーナーの創設等、特徴を生かした新たな提案があり、評価できる。

デジタル時代の到来に合致した図書館サービスとして、新たな地域資料のデジタルアーカイブ化等を行うとしており、評価できる。

図書館資料の管理について、館の特徴である美術に関連した図書の収集に引き続き力を入れるとしている。

(10) 地域への貢献

スタッフ採用については、区民雇用の促進に努めることとし、区民雇用率については、65 パーセント以上を目標としている。また、業務の再委託、施設修繕や消耗品の

購入等は区内事業者を積極的に活用するとしている。さらに、区内の障害者就労支援施設と連携して雇用促進に努める等、障害者支援の提案があり、評価できる。

地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携事業として、現在の取組に加えて、商店街との連携の拡充や、近隣の障害児保育園への出張おはなし会等の提案がある。また、図書館スタッフとボランティアとの意見交換会や合同研修会の開催等、ボランティアとの協働・連携を推進する提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立貫井図書館）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5 点
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5 点
	3 団体の施設 運営実績	(1) 貫井図書館と同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10 点
	4 区内事業者 か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10 点
提 案 審 査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組	25 点
	6 利用者等への 対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組	25 点
	7 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	30 点
	8 効率的な管理 運営	(1) 効率的・効果的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	30 点
	9 施設特性に応 じた評価項目	(1) 館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案内容 (2) 図書館事業の利用促進につながる提案内容 (3) 図書館資料の管理に関する提案内容	30 点
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30 点
合 計			200 点

2 審査結果

評価項目	配点	応募団体（得点）
		株式会社 図書館流通 センター
1 安定性・継続性	5	4
2 組織体制	5	4
3 団体の施設運営実績	10	8
4 区内事業者か否か	10	0
5 施設運営体制	25	20
6 利用者等への対応	25	20
7 施設の維持管理・安全性への配慮	30	24
8 効率的な管理運営	30	18
9 施設特性に応じた評価項目	30	24
10 地域への貢献	30	24
合 計	200	146

令和 4 年 1 月 6 日

教育振興部光が丘図書館

指定管理者の指定について（練馬区立春日町図書館）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立春日町図書館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都中野区弥生町二丁目8番15号

株式会社 ヴィアックス

代表取締役 小 川 巧 次

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和3年4月16日	第1回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議)
5月18日	令和3年度第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)
6月30日	第2回指定管理者選定小委員会 (募集要項の審議)
7月11日	ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始
7月16日	施設見学会・募集説明会（参加団体数6）
8月10日～8月13日	応募書類受付（応募団体数1）

8月16日	経営診断委託
9月11日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (応募団体の評価、採点)
11月4日	令和3年度第2回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、公立図書館の運営実績を有しており、安定的な施設運営が期待できること、また、周辺の地域資源を生かした積極的な事業展開が期待できること等の理由により、株式会社ヴィアックスが練馬区立春日町図書館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

利益を上げる力および事業効率性については平均的であり、借入金の返済能力と経営の安全性が高い。また、資金力は優れており安定した経営が可能である。

(2) 組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。また、監査責任者による個人情報監査を年1回実施する等、個人情報の保護に積極的に取り組んでいる。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、ハラスメント窓口等、職員から相談を受ける窓口を設置する等、働きやすい職場環境づくりに努めている。

(3) 団体の施設運営実績

春日町図書館と同規模施設の運営実績とともに、公立図書館の指定管理者としての運営実績があり、図書館の運営を円滑に行う能力と実績を十分に有している。練馬区

内においては、平成24年度から春日町図書館、平成25年度から稲荷山図書館の指定管理者として施設の管理・運営を円滑に行っており、各館のモニタリングの結果も良好である。

(4) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

【提案審査】

(5) 施設運営体制

「充実した研修で人材（財）の育成に努めます」、「魅力的な企画事業を展開し、利用を促進します」、「積極的に社会貢献・環境問題に取り組みます」、「新しいことにチャレンジし市民の期待に応えます」、「人にやさしい会社を目指します」の5つをテーマに掲げ、図書館を運営するとしている。また、特色ある事業、図書館づくりに向けた取組として、「乳幼児・保護者への読書活動支援」、「青少年支援」、「高齢者・障害者支援」を実施するとし、それぞれの実現に向けた具体的な提案があり、評価できる。

事業アンケートを通じた利用者からの事業企画・開催に対する要望の把握や、意見箱に寄せられた声を業務に反映させるほか、周辺の施設等を訪問し、施設未利用者のニーズ調査を実施する新たな提案があり、評価できる。

図書館員としての基本的な知識・スキルを学ぶための、経験・勤務年数・役職に応じた体系的な研修を行うほか、感染症対策の一環として、ウェブカメラやマイクを活用し、相互のやり取りが可能なオンラインでの研修を実施する新たな提案があり、評価できる。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組として、利用者に対しては、入口での検温およびアルコール消毒や会議室利用者への消毒セットの提供、従業員に対しては、出勤前の自宅での検温や休憩室の間仕切りの設置等、徹底した感染症対策を行いながら図書館サービスを展開するとしている。

(6) 利用者等への対応

スタッフ全員が利用者に分け隔てなく接するよう、研修等を通じてスタッフの意識や技術の向上を図るとともに、施設や用具の改修や増設といったハード面の機能向上にも努める等、利用者への公平公正な対応の実現に向けた具体的な提案がある。

また、苦情やトラブルへの対応について、組織的に対応するための苦情解決体制を引き続き整備するとともに、受託図書館での「トラブル事例集」の共有、施設内の巡

回や意見箱の活用等、苦情やトラブルの未然防止に努める提案があり、評価できる。

(7) 施設の維持管理・安全性への配慮

エリム春日町の防災センターとの情報共有や、清掃業務日誌・点検報告書等を日常的に確認する等、施設の安全性確保に継続して取り組むとしており、評価できる。

また、危機管理について包括的にまとめた「危機管理対策マニュアル」を全スタッフに配布し、入社時研修等で緊急時対応を周知徹底する等、利用者およびスタッフの安全確保のための適切な対応が期待できる。

(8) 効率的な管理運営

業務内容を踏まえた、適切な人員配置計画となっている。また、ジョブローテーションによる効率的な人員配置や、光熱水費の削減に努めるとしており、区の求める基準を満たしている。

館長候補については、現在、春日町図書館で館長として勤務し、館の特徴を熟知した人材の配置を予定している。

さらに、司書等資格取得希望者には、受講可能な大学等の情報提供や特別休暇の付与等、支援体制を整えている。

(9) 施設特性に応じた評価項目

社会人の利用が多いという特徴を生かし、ビジネス支援や関連書籍の展示を行い、利用を促進する提案がある。また、午後9時まで開館している利点を生かした夜間時間帯の事業として、アロマを用いた読書空間の提供は好評であり、今後はヒーリングミュージックを使用する等、新たな提案があり、評価できる。

カウンターにレファレンスに関する分かりやすいサインを設置し、レファレンスの認知度を高め、図書館の利用促進につなげる新たな提案や、通りに面した窓を活用して図書館を利用していない通行人に図書館をPRする提案があり、評価できる。

図書館資料管理について、収集・廃棄候補の抽出業務は、館長代理・リーダーの中から責任者、副責任者を任命して週1回行うとしている。また、予約状況、利用状況の統計やレファレンス記録から、地域のニーズを把握する提案があり、評価できる。

(10) 地域への貢献

スタッフ採用については、地域の雇用創出に積極的に取り組むとしており、区民雇用率については80パーセント以上を目標としている。また、施設管理業務の大部分を区内事業者へ委託する等、積極的な区内事業者の活用を目指す提案があり、評価でき

る。

大きなギャラリーを使用した、地域で活動する団体が作成したパネルや作品の展示を継続するほか、小学校と連携した地元の文化財に関する事業や近隣施設と連携したプログラミング体験等、地域の団体や施設と連携した新たな提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立春日町図書館）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5 点
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5 点
	3 団体の施設 運営実績	(1) 春日町図書館と同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10 点
	4 区内事業者 か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10 点
提 案 審 査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組	25 点
	6 利用者等への 対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組	25 点
	7 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	30 点
	8 効率的な管理 運営	(1) 効率的・効果的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	30 点
	9 施設特性に応 じた評価項目	(1) 館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案内容 (2) 図書館事業の利用促進につながる提案内容 (3) 図書館資料の管理に関する提案内容	30 点
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30 点
合 計			200 点

2 審査結果

評価項目	配点	応募団体（得点）
		株式会社 ヴィアックス
1 安定性・継続性	5	4
2 組織体制	5	4
3 団体の施設運営実績	10	8
4 区内事業者か否か	10	0
5 施設運営体制	25	20
6 利用者等への対応	25	20
7 施設の維持管理・安全性への配慮	30	24
8 効率的な管理運営	30	18
9 施設特性に応じた評価項目	30	24
10 地域への貢献	30	24
合 計	200	146

令和 4 年 1 月 6 日

教育振興部光が丘図書館

指定管理者の指定について（練馬区立南田中図書館）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立南田中図書館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都文京区大塚三丁目1番1号

株式会社 図書館流通センター

代表取締役 細 川 博 史

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和3年4月16日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月18日 令和3年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

6月30日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
7月12日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
8月13日	申請書類受付
8月16日	経営診断委託
9月11日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (申請団体の評価、採点)
11月4日	令和3年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの施設運営で培ったノウハウを生かした安定的な施設運営が期待できること、また、これまでの運営経験を生かした新しい学校支援の取組が期待できること等の理由により、株式会社図書館流通センターが練馬区立南田中図書館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

利益を上げる力および事業効率性については平均的であり、資金力と経営の安全性が高い。また、借入金の返済能力は優れており、安定した経営が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

開館10周年を記念して、敷地内の小学校の体育館での大規模な人形劇の公演や100冊の本を読むことに挑戦する読書イベント等、様々な記念の周年事業を開催し、図書館を広く周知し多数の参加につながった。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。また、個人情報の取扱いに関するチェックリストの活用や、社内監査チ

ームによる個人情報監査を年1回実施する等、個人情報の保護に積極的に取り組んでいる。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、子育て支援制度の整備や社内相談窓口の設置等、働きやすい職場環境づくりに継続して取り組んでいる。

利用者等への対応として、苦情やトラブルへの対応については、苦情発生から解決までの体制を整備するとともに、館内巡回の実施、館内ミーティングや区内指定管理館合同のミーティングによる情報共有を行うことで、苦情やトラブルの未然防止に努めている。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

練馬区立図書館ビジョンを踏まえ、区民や地域が抱える課題解決に向けて、区民と協働する地域に根差し利用される図書館を目指すとしている。また、コロナ禍の影響で変化する図書館の役割や期待されるサービスを分析し、新たな図書館サービスの形を模索していくとしており、評価できる。

意見箱の設置や利用者アンケートの実施等に加え、図書館を利用していない方を対象とした未利用者アンケートを実施して、利用者および未利用者のニーズを把握し、更なる図書館サービスの向上と利用者のすそ野を広げる提案があり、評価できる。

スタッフに対する教育・研修体制について、研修専門部署を設け、それぞれがステップアップしながら業務を遂行できるよう、入社時から段階を踏んで研修を受講できる体制を整備しており、評価できる。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組として、本社において新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全国の図書館での対応事例等の情報の集約・発信や対策会議の開催を行っている。また、感染や感染の疑いが発生した場合の対応フローを定め、感染発生時の連絡・対応を遅滞なく、かつ、漏れなく進められる体制を整備するとしており、評価できる。

(4) 運営経験を生かした取組

隣接する小学校への授業支援や、「図書館を使った調べる学習コンクール」に関連した図書館での調べ学習講座等、図書館資料を活用した子どもたちの学びを支援する取組を継続するとしており、評価できる。

図書館の使い方等を学ぶオリエンテーション、見学会の実施や中学生の職場体験の受入れ等、近隣の学校と連携した図書館を身近に感じてもらうための体験事業を引き続き実施するとともに、今後は、12年間の学校支援業務で培った経験を生かし、教育環境の変化に対応した新たな学校支援を提案するとしており、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

毎日の館内巡回時に、目視点検を行うほか、施設管理委託業者と施設管理定例会・点検巡回を実施し、保守・点検業務の報告書を確認するとともに、施設の不具合や今後のメンテナンスの対応を検討する等、施設の安全性への配慮に継続して取り組むとしている。

また、全国の受託館で発生した自然災害や人的トラブルの事例をもとに危機管理マニュアルを制定し活用する等、利用者およびスタッフの安全確保についての迅速な対応が期待でき、評価できる。

(6) 効率的な管理運営

業務内容を踏まえた、適切な人員配置計画となっている。また、柔軟なシフト編成によるスタッフのマルチスキル化やシフト事例の蓄積・共有を推進し、効率的な人員配置を実現するとしており、区の求める基準を満たしている。

(7) 施設特性に応じた提案

住宅街の中にあるご近所図書館としての利点を生かし、ライフプランニングやガン予防の専門講師を招き、暮らしに役立つテーマで開催する「暮らしの講座」や、子育てに悩む親同士が気楽に相談できる場としての「子育て交流会」を継続するとしており、子育て世代をはじめとした多世代の来館を促すことにつなげることが期待でき、評価できる。

図書館資料の管理について、環境問題を身近に感じられるよう自然環境や環境問題を扱った文学作品の収集に力を入れる等、館の特徴である環境コーナーの充実に取り組むとしている。

(8) 地域への貢献

スタッフ採用については、区民雇用の促進に努めることとし、区民雇用率については、65パーセント以上を目標としている。また、業務の再委託、施設修繕や消耗品の購入等は区内事業者を積極的に活用するとしている。さらに、区内の障害者就労支援施設と連携して雇用促進に努める等、障害者支援の提案があり、評価できる。

地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携事業として、若者自立支援施設と連携し、利用者の就労体験場所として図書館での受入れを行う新たな提案があり、評価できる。また、図書館スタッフとボランティアとの意見交換会や合同研修会の開催等、ボランティアとの協働・連携を推進する提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立南田中図書館）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組	50点
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的・効果的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点
	7 施設特性に応 じた評価項目	(1) 館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案内容 (2) 図書館事業の利用促進につながる提案内容 (3) 図書館資料の管理に関する提案内容	20点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		株式会社 図書館流通 センター
1 安定性・継続性	5	4
2 当該施設の運営実績	1 5	1 2
3 施設運営体制	5 0	4 0
4 運営経験を生かした取組	4 0	3 2
5 施設の維持管理・安全性への配慮	2 0	1 6
6 効率的な管理運営	2 0	1 2
7 施設特性に応じた評価項目	2 0	1 6
8 地域への貢献	3 0	2 4
合 計	2 0 0	1 5 6